

『冬の暴力追放運動』

《ねらい》 暴力団の根絶によって社会と経済活動の健全な発展と青少年の健全な育成を図り、安全で安心な北海道を実現する。

《実施期間》

平成28年12月15日(木)から平成29年1月14日(土)

《運動の重点目標》

- ・暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- ・少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

問い合わせ先

(公財) 北海道暴力追放センター北見支局

☎0157-61-5982

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。

定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。

<津別町ホームページ>

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

議会インターネット中継をクリック

問い合わせ先

議会事務局 ☎76-2151 (内線266)

生活困窮者支援 津別町出張相談会のご案内

平成27年4月より、生活困窮者への支援制度が始まり、生活の困りごとや不安を抱えている場合に、どうしたら解決できるか、一緒に考え自立に向けた支援・相談を行っています。ひとりで悩まないで、遠慮なくお電話ください。

《出張相談会開催日時》

平成29年1月24日(火)	午前11時～12時
2月14日(火)	※前日の午後5時までに
3月14日(火)	電話予約をしてください。

相談会会場：林業研修会館図書室（役場裏）

実施形態：事前予約制

実施者・問い合わせ・予約先

オホーツク相談センターふくろう ☎0157-25-3110

障がい者控除対象者認定書

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険担当へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度、申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者（3級～6級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者（重度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「Ⅳ」に該当
	身体障がい者（1級・2級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当☎番窓口 ☎76-2151 (内線230)

2月19日は津別町議会議員一般選挙の投票日

①立候補予定者説明会

日時 1月18日(水)
午後2時から

場所 林業研修会館(2階集会室)

※参加者は一候補につき3名以内とします。

②立候補届出受付

日時 2月14日(火)

午前8時30分から午後5時まで

場所 議会議事堂1階 町民懇談室

③期日前投票・不在者投票

日時 2月15日(水)から2月18日(土)

午前8時30分から午後8時まで

場所 議会議事堂1階 町民懇談室

④投票日

日時 2月19日(日)

午前7時から午後6時まで

場所 別途郵送される入場券に記載の投票所

⑤開票日

日時 2月19日(日)

午後7時30分から

場所 中央公民館

問い合わせ先

津別町選挙管理委員会事務局

(議会議事堂1階 町民懇談室)

☎76-2151 (内線286・333)

☎76-2155 (夜間直通)

「65歳超雇用推進助成金」について

高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成（1事業主につき1回限り）

	導入する制度	助成額	※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は、最も高い額のみ支給
①	65歳への定年引上げ	100万円	
②	66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	120万円	
③	望者全員希を66歳～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円	
④	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円	

問い合わせ先 独立法人 高齢・障害・求職者支援機構 北海道支部 ☎011-622-3351

吹雪の時は家庭でゴミを保管してください

吹雪などでゴミ収集ができない状況の時は、ゴミステーションには出さず、各家庭で一時的に保管し、次の収集日に出すようにしてください。

問い合わせ先

住民企画課環境衛生担当

☎76-2151(内線217)

調理師の皆様へ！働いている調理師は、『調理師業務従事者届』を出すことが調理師法で義務づけられています

近年、国民の食生活においては、外食の機会が増えており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割はますます重要になってきました。このため、調理師の資質の向上を目的とする各種事業が円滑に実施できるよう、働いている調理師は「就業届」を出すことが義務づけられています。

★届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

★平成28年12月31日現在の状況を書き込んで、**平成29年1月15日までに**働いている地域の北海道全調理師会各支部に届け出てください。

★インターネットでの届出も可能です。

次のウェブサイトアドレス(URL)もしくはQRコードからアクセスしてください。

ウェブサイトアドレス(URL)

<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AOVie6SV>

QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

問い合わせ先

一般社団法人北海道全調理師会 札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園404 ☎011-511-1326

北海道全調理師会北見支部(風来山人) 北見市桂町1丁目206-27 ☎0157-61-3938

〈北海道・一般社団法人北海道全調理師会〉